

(申請が必要な支給対象者向け)

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内



子育て世帯の生活を支援するために臨時特別給付金を支給します。先行給付分と追加給付分を一括現金支給します。

### 申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、厚岸町から児童手当（本則給付）を受給している方については申請のいらない「プッシュ型」による支給を行います。

- ◆ **高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育されている保護者等で所得が児童手当（本則給付）と同等未満である方
- ◆ **新生児**（令和4年3月31日までに生まれた）の児童手当（本則給付）支給対象児童の保護者等
- ◆ **公務員** 所属庁から児童手当（本則給付）を受給している方

**は申請が必要です。** ※裏面参照

### 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ② 9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（**新生児**）

### 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

### 3. いつ、いくらもらえるの？（支給時期・給付額）

- ◆ 申請が必要な方については、令和3年12月24日より申請の受付を開始し、令和4年1月から順次支給する予定です。
- ◆ 対象児童1人につき、10万円です。
- ◆ 申請の際に指定した金融機関の口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

高校生のみを養育している方、令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している方、公務員の方については、申請が必要です。令和3年12月24日から受付を開始し、令和4年1月中旬から順次支給する予定です。

厚岸町

①給付金のご案内・申請書等を送付します。



②申請書を郵送又は窓口で提出。新生児は出生届時に申請できます。



③指定の銀行口座等へ振り込みます。



子育て世帯

申請が必要な方  
（「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）※高校生のみ新生児の保護者及び公務員等

## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、厚岸町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。



## お問い合わせは

厚岸町保健福祉総合センターあみか21  
厚岸町保健福祉課子育て施策推進係  
電話：0153-53-3333

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに厚岸町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに厚岸町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。